

事 務 連 絡  
平成26年5月20日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活援助（グループホーム）の夜間支援等体制加算に係る  
システム上の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

共同生活援助（グループホーム）に係る夜間支援等体制加算につきましては、本年4月より、事業所単位ではなく共同生活住居ごとに算定可能とするなどの見直しを行ったところです。これに伴い、1つの事業所で複数の共同生活住居を有し、1つの共同生活住居で複数の夜間支援従事者が夜間の支援を行う場合において、事業者等のシステム上の取扱いに関して一部疑義が生じていることが認められました。このため、留意すべき事項を別添のとおりまとめましたので送付いたします。

別添の内容は、国民健康保険中央会で取り扱っているシステムについて、同中央会に確認済みの内容であり、当該システム以外の民間会社等のシステムを使用している自治体や事業所におかれましては、適宜ご使用のシステム会社にご確認の上、ご対応いただけますようお願いいたします。

各自治体におかれましては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか各事業者に対し周知を図っていただくようお願いいたします。

なお、別添の内容は、国民健康保険中央会を通じ、各都道府県の国民健康保険連合会にも同様の周知を行うこととしておりますのでご承知おきください。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

石井、岡安

T E L : 03-5253-1111 (内線 3045)